

「社会内処遇に必要な期間の確保」についての意見要旨

1 保護観察付き刑の一部執行猶予制度の拡大・活用

- 刑の一部執行猶予制度を若年者について活用すること、さらに、同制度の対象を拡大することが考えられるものの、同制度はまだ開始されたばかりであり、運用の実績を踏まえて検討すべき。

2 仮釈放制度

- 現在の仮釈放期間・保護観察期間が短すぎるかどうかを検討する際には、どのような処遇を行い、どのような効果が期待できるのかということ踏まえるべき。

(1) 仮釈放制度の積極的活用

- 仮釈放制度は刑事政策的に意義のある制度であるが、現在採られている仮釈放の基準に照らすと、社会内処遇の期間を確保するという観点のみから早期の仮釈放を認めていくことは困難ではないか。
- 満期釈放者については、仮釈放制度の積極的活用によって対応できるものではなく、満期釈放になる理由の解消策を議論すべき。

(2) 仮釈放の期間についての考試期間主義

- 考試期間主義については、刑法の責任主義との関係をどのように考えるか、裁判所が宣告した刑期より長期間にわたって対象者の自由を拘束することにならないか、事後的に刑を不利益に変更することにならないかなどの課題がある。
- 考試期間主義は刑を変更することを意味し、行政機関の判断だけでなし得るかという問題があるが、裁判所が関与・判断する仕組みを設ければ、この問題はクリアできる。
しかし、受刑者の改善更生の状況や再犯の危険性について判断することは、責任主義の観点から犯罪に見合った刑罰を科すという現在裁判所が行っている判断とは相当異なる。
- 考試期間主義の採用は、現在の運用を大幅に変更する意義があるが、実務への影響が大きく、具体的なメリット・デメリットの検討が必要。
- 残刑期間が社会内処遇のために一般的に必要な一定の法定期間に満たない場合には、その期間を仮釈放期間とする制度が考えられるが、ニーズや現在の運用を踏まえた検討が必要。
- 仮釈放ではなく残刑の執行猶予と捉え、刑の執行中に裁判所が判断して、残刑の期間に限られず、残刑の執行を猶予するという制度とするべきではないか。